

○筑紫野市手数料条例

(平成 12 年 3 月 29 日条例第 18 号)

改正 平成 14 年 6 月 25 日条例第 25 号 平成 14 年 12 月 27 日条例第 44 号
平成 15 年 7 月 22 日条例第 31 号 平成 15 年 9 月 24 日条例第 37 号
平成 16 年 10 月 14 日条例第 26 号 平成 17 年 3 月 11 日条例第 4 号
平成 17 年 4 月 1 日条例第 13 号 平成 18 年 3 月 14 日条例第 16 号
平成 18 年 6 月 27 日条例第 50 号 平成 19 年 3 月 28 日条例第 13 号
平成 20 年 3 月 28 日条例第 8 号 平成 20 年 3 月 28 日条例第 17 号
平成 20 年 6 月 27 日条例第 24 号 平成 20 年 12 月 25 日条例第 43 号
平成 21 年 3 月 31 日条例第 8 号 平成 21 年 3 月 31 日条例第 10 号
平成 21 年 10 月 1 日条例第 25 号 平成 24 年 6 月 25 日条例第 14 号
平成 27 年 3 月 30 日条例第 8 号 平成 27 年 10 月 2 日条例第 22 号
平成 28 年 3 月 31 日条例第 2 号 平成 30 年 3 月 29 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定により特定の者のためにする事務について徴収する手数料並びに行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 38 条及び第 81 条の規定による事務について徴収する手数料は、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(手数料を徴収する事務及び金額)

第 2 条 手数料を徴収する事務及び金額は、別表のとおりとする。

2 同一事項について同時に 2 通以上請求するものは、1 通ごとに、前項に定める手数料を徴収する。

(徴収の時期及び方法)

第 3 条 前条に規定する手数料は、当該手数料に係る事務の申請の際又は当該申請に係る書類の交付の際に、申請者からこれを徴収する。

(郵便等による請求)

第 4 条 郵便等による謄本、抄本、証明書等の送付を求めようとする者は、第 2 条第 1 項に規定する手数料のほかにその送付に要する費用を負担しなければならない。

(手数料の不還付)

第 5 条 既に徴収した手数料は、還付しない。

(減免)

第 6 条 次に掲げるものは、手数料を減免することができる。

(1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの。

- (2) 官公署から請求があったとき。
 - (3) 公用で使用するとき。
 - (4) 災害を受けた者から請求があった場合において市長が適当と認めるとき。
 - (5) 災害を受けた者から罹災証明の請求があったとき。
 - (6) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)その他の法令により行う選挙又は投票における不在者投票のため必要とする証明及び公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 34 条の 2 の規定に基づく証明の請求があったとき。
 - (7) 住居表示に関する法律(昭和 37 年法律第 119 号)の規定に基づく住居表示及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定に基づく町又は字の区域若しくはその名称の変更等があった場合において、当該実施区域内における住居の表示の変更等についての証明の請求があったとき、又は住居表示台帳若しくはその写しの閲覧の請求があったとき。
 - (8) 寄付等により無償で市の所有となる財産の登記又は登録のため必要とする証明の請求があったとき。
 - (9) 公共用地として市(市の土地開発公社を含む。)に売却する場合に必要な証明の請求があったとき。
 - (10) 年金の受給にかかる現況証明の請求があったとき。
 - (11) 前各号に規定するほか、市長が特に減免する必要があると認めたとき。
- 2 法令の規定において、条例に定めるところにより無料にできる旨が規定されているものに係る手数料は、徴収しない。
 - 3 前項に掲げる法令の規定は、規則で定める。
 - 4 固定資産課税台帳閲覧手数料で地方税法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(筑紫野市手数料徴収条例の廃止)

2 筑紫野市手数料徴収条例(昭和 47 年筑紫野町条例第 10 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例による改正後の筑紫野市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請があったものから適用し、同日前までに申請があったものについては、なお従前の例による。

(筑紫野市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

4 筑紫野市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例(平成 8 年筑紫野市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 14 年 6 月 25 日条例第 25 号)

この条例は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 27 日条例第 44 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 7 月 22 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市手数料条例の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表 1 戸籍、住民票及び自動車の臨時運行等に関するものの表の改正規定は、平成 15 年 8 月 25 日から施行する。

附 則(平成 15 年 9 月 24 日条例第 37 号)

この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 10 月 14 日条例第 26 号)

この条例は、平成 16 年 10 月 15 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 11 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日条例第 13 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 14 日条例第 16 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 27 日条例第 50 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に提出された指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定・指定更新申請書に係る手数料については、徴収しない。

附 則(平成 20 年 6 月 27 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 25 日条例第 43 号)

この条例は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日条例第 8 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 1 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 25 日条例第 14 号)

この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 30 日条例第 8 号)

この条例は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則(平成 27 年 10 月 2 日条例第 22 号)

(施行期日)

- 1 この条例中、第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の筑紫野市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請があったものから適用し、同日前までに申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日条例第 2 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日条例第 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に提出された指定居宅介護支援事業者の指定又は指定の更新に係る手数料については、徴収しない。

別表(第 2 条関係)

- 1 戸籍、住民票及び自動車の臨時運行等に関するもの

	手数料を徴収する事務	単 位	金 額	備考
1	印鑑登録証明書の交付	1 件	30 0 円	筑紫野市印鑑条例(平成10年筑紫野市条例第33号)第14条の規定に基づく印鑑証明書の交付
2	印鑑登録証の交付	1 件	30 0 円	筑紫野市印鑑条例第7条の規定に基づく印鑑登録証の交付
3	住民票の写しの交付	1 件	30 0 円	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第101条第1項、第11条の2第1項、第12条第1項、第12条の2第1項及び第12条の3第1項の規定に基づく住民票の写しの交付若しくは証明書の交付又は住民票の閲覧
4	住民票に記載した事項に関する証明書の交付	1 件	30 0 円	
5	住民票の閲覧	1 件	30 0 円	
6	戸籍の附票の写しの交付	1 件	30 0 円	住民基本台帳法第20条の規定に基づく戸籍の附票に関する証明書の交付
7	身分証明書の交付	1 件	30 0 円	
8	自動車の臨時運行許可申請	1 件	75 0 円	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請
9	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 件	45 0 円	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで(これらの規定を同法第12条の2において準用する場合を含む。)、第120条第1項又は第126条の規定に基づく証明
10	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 件	75 0 円	
11	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1 件	35 0 円	
12	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1 件	45 0 円	

			円	
1 3	届出若しくは申請の受理の 証明書の交付又は届書その 他市長の受理した書類に記 載した事項の証明書の交付	1 件	35 0 円	戸籍法第 48 条第 1 項(同法第 117 条において 準用する場合を含む。)の規定に基づく届出 若しくは申請の受理の証明書、同法第 48 条 第 2 項(同法第 117 条において準用する場合 を含む。)又は第 126 条の規定に基づく書類 に記載した事項の証明
1 4	上質紙を用いた婚姻、離 婚、養子縁組、養子離縁又 は認知の届出の受理の証明 書の交付	1 件	1, 40 0 円	
1 5	届書その他市長の受理した 書類の閲覧	1 件	35 0 円	戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において 準用する場合を含む。)の規定に基づく書類 の閲覧
1 6	住民票の写しの広域交付	1 件	30 0 円	住民基本台帳法第 12 条の 4 第 4 項の規定に よる住民票の写しの交付
1 7	通知カードの再交付	1 件	50 0 円	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律 第 27 号)第 7 条の規定による通知カードの再 交付
1 8	個人番号カードの再交付	1 件	80 0 円	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第 17 条の規定 による個人番号カードの再交付

2 犬の登録等に関するもの

	手数料を徴 収する事務	単 位	金 額	備考
1	犬の登録鑑 札の交付	1 枚	3,0 00 円	狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条第 2 項及び同 法第 5 条第 2 項並びに同法施行令(昭和 28 年政令第 236 号) 第 1 条の 2 及び第 3 条の規定に基づく申請
2	犬の登録鑑 札の再交付	1 枚	1,6 00 円	
3	狂犬病予防 注射済票の 交付	1 枚	550 円	
4	狂犬病予防 注射済票の 再交付	1 枚	340 円	
5	動物の飼養 又は収容の 許可申請	1 件	8,0 00 円	化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 9 条第 1 項の規定に基づく申請 1 個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し、同時 に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件を 1 件 の申請とみなす。

3 優良宅地、優良住宅及び家屋に関するもの

手数料を徴収する事務			単 位	金 額	備考
1	優良宅地造成認定申請		1 件	86,000 円	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定に基づく宅地造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の審査
2	優良住宅新築認定申請	100 m ² 以下 のとき	1 件	6,200 円	租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第16号ニ若しくは第62条の3第4項第16号ニの規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定審査
		100 m ² を超え 500 m ² 以下 のとき	1 件	8,600 円	
		500 m ² を超え 2,000 m ² 以下 のとき	1 件	13,000 円	
		2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下 のとき	1 件	35,000 円	
		10,000 m ² を超え るとき	1 件	43,000 円	
3	住宅用家屋証明		1 件	1,300 円	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項の規定に基づく住宅用家屋証明の交付

4 鳥獣飼養及び屋外広告物に関するもの

手数料を徴収する	単	金額	備考
----------	---	----	----

	事務		位		
1	鳥獣飼養登録票の 交付申請		1 件	3,400 円	鳥獣の保護及び管理並び に狩猟の適正化に関する 法律(平成 14 年法律第 88 号)第 19 条の規定に基づ く申請
2	鳥獣飼養登録票の 再交付申請		1 件	3,400 円	
3	鳥獣飼養登録票の 更新		1 件	3,400 円	
4	屋外 広告 物の 許可 の申 請	はり紙	1 枚	5 円	営利を目的とする屋外広 告物及びこれを掲出する 物件で福岡県屋外広告物 条例(平成 14 年福岡県条 例第 35 号)第 5 条、第 10 条及び第 11 条の規定に基 づく許可の申請
		はり札	1 枚	10 円	
		広告幕	1 枚	400 円	
		立看板	1 個	200 円	
		アドバルーン	1 個	1,000 円	
		電柱を利用 する広告物	1 個	200 円	
	広告 板、広 告塔、 その他 の広告 物	1 m ² 未満	1 個	200 円	広告板、広告塔、その他 の広告物において照明を 伴うものについては、そ れぞれに定める額に、10 割を加算するものとし る。
		1 m ² 以上 2 m ² 未 満	1 個	400 円	
		2 m ² 以上 5 m ² 未 満	1 個	800 円	
		5 m ² 以上 10 m ² 未 満	1 個	1,600 円	
	10 m ² 以 上 20 m ² 未 満	1 個	3,200 円		

		20 m ² 以 上 30 m ² 未 満	1 個	5,000 円	
		30 m ² 以 上 50 m ² 以 下	1 個	8,000 円	
		50 m ² を 超え るも の	1 個	8,000 円に 50 m ² を超える面積(1 m ² 未満の端数を生じる場合は、1 m ² に切り上げた面積)について 1 m ² につき 200 円を乗じて得た金額を合算した金額。ただし、その額が 50,000 円を超えるときは 50,000 円とする。	

5 納税等に関するもの

	手数料を徴収する事務	単位	金額	備考
1 の 1	地番編集図を縮尺 1/500 にて A3 用紙に出力したものの閲覧及び交付	1 枚	300 円	
1 の 2	地番編集図を縮尺 1/1000 にて A3 用紙に出力したものの閲覧及び交付	1 枚	1,200 円	
1 の 3	航空写真を縮尺 1/1000 にて A4 用紙に出力したものの閲覧及び交付	1 枚	600 円	
1 の 4	航空写真を縮尺 1/1000 にて A3 用紙に出力したものの閲覧及び交付	1 枚	1,200 円	
2	固定資産課税台帳の閲覧	1 回	300 円	
3	所得に関する証明	1 件	300 円	
4	課税に関する証明	1 件	300 円	
5	扶養に関する証明	1 件	300 円	
6	事業所に関する証明	1 件	300 円	

			円	
7	納税に関する証明	1 件	300 円	地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 10 の規定に基づく証明
8	固定資産課税台帳登録事項に関する証明	1 筆又は 1 棟	300 円	1 筆又は 1 棟増すごとに 100 円加算する。
9	相続・贈与税の納税猶予に関する適格証明	1 件	300 円	
10	農業従事に関する証明	1 件	300 円	
11	農用地区域に関する証明	1 件	300 円	
12	道路幅員に関する証明	1 件	300 円	
13	市道認定に関する証明	1 件	300 円	
14	現況に関する証明	1 件	300 円	
15	施設使用料納入証明	1 枚	300 円	農業集落排水事業に関するもの
16	受益者負担金納入証明	1 枚	300 円	
17	介護保険料の納付に関する証明	1 件	300 円	介護保険事業に関するもの
18	使用料等の納入に関する証明	1 件	300 円	
19	都市計画区域及び用途地域に関する証明	1 件	300 円	
20	工事履行等に関する証明	1 件	500 円	

6 介護サービス事業者等の指定又は指定の更新に関するもの

	手数料を徴収する事務	単位	金額	備考
1	指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	1 件	30,000 円	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査(当該申請に係る事業所の所在地が市外の場合の当該申請に対する審査を除く。)
2	指定地域密着型サービス事業者の指定の	1 件	20,000 円	介護保険法第 78 条の 12 の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査(当該申請に係る事業所の所在地が市外の場合の当該申請に対する

	更新の申請に対する審査			審査を除く。)
3	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	1件	30,000円	介護保険法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査(当該申請に係る事業所と同一の事業所について当該申請と同種の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請が同時に行われた場合及び当該申請に係る事業所の所在地が市外の場合の当該申請に対する審査を除く。)
4	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件	20,000円	介護保険法第115条の21の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査(当該申請に係る事業所と同一の事業所について当該申請と同種の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請が同時に行われた場合及び当該申請に係る事業所の所在地が市外の場合の当該申請に対する審査を除く。)
5	指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件	30,000円	介護保険法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査(当該申請に係る事業所の所在地が市外の場合の当該申請に対する審査を除く。)
6	指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件	20,000円	介護保険法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査(当該申請に係る事業所の所在地が市外の場合の当該申請に対する審査を除く。)

7 行政不服審査法(平成26年法律第68号)並びに筑紫野市情報公開条例(平成17年筑紫野市条例第21号)及び筑紫野市個人情報保護条例(平成19年筑紫野市条例第26号)による公文書の写しの交付に関するもの

	手数料を徴収する事務	単位	金額	備考
1	行政不服審査法第38条の規定による審理員が行う提出書類等の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付及び行政不服審査法第81条の規定による同条の機関が行う主張書面等の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付(地方税法第433条第11項において読み替えて準用する場合を含む。)	写しの交付	用紙1枚 (両面に印刷されたものについては、片面を1枚として算定する。以下同じ。)	白黒 刷り 10 A3判 45 以下 55 A2判 75 A1判 円 A0判

			多色 刷り A3判 以下 A2判 A1判 A0判	20 円 90 円 11 0 円 15 0 円
		行政手続における 情報通信の技術の 利用に関する法律 (平成 14 年法律第 151 号) 第 4 条第 1 項の規定により同 項に規定する電子 情報処理組織を使用する交付	用紙の片面に複写 し、又は出力する としたならば、複 写され、又は出力 された用紙 1 枚	白黒 刷り 多色 刷り 10 円 20 円
2	筑紫野市情報公開条例(平成 17 年 筑紫野市条例第 21 号)に基づく公 文書の開示及び筑紫野市個人情報 保護条例(平成 19 年筑紫野市条例 第 26 号)に基づく保有個人情報の 開示	写しの交付	用紙 1 枚	白黒 刷り A3判 以下 A2判 A1判 A0判 多色 刷り A3判 以 10 円 45 円 55 円 75 円 20 円 90 円 11 0

			下 円 A2 15 判 0 A1 円 判 A0 判
		フロッピーディスク(幅 90 ミリメートルのフレキシブルディスクカートリッジに限る。)に複製したもの 1 枚	50 円
		CD-R(直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量 650 メガバイトの者に限る。)に複製したもの 1 枚	100 円

8 上記以外の証明等に関する手数料は、1 件につき 300 円とする。